

「中国における鳥インフルエンザの関連情報及び対策」、「台風被害への対策準備」、「ミランダナオにおける治安情勢」及び「2013年の邦人援護状況」を説明するため、3月19日、当館にて邦人安全対策連絡協議会を開催しました。

なお、「中国における鳥インフルエンザの関連情報及び対策」では、当地 WHO 西大西洋事務局のメディカル・オフィサーから説明を行っていただきました。

会議の概要は、以下のとおりです。

## 1 日時・場所

(1) 日時：3月19日午後2時から午後3時半まで

(2) 場所：当館3階大会議室

## 2 協議会概要

(1) 冒頭、在マニラ天野総領事から、以下のように述べました。

昨年9月に豪州からフィリピンに着任し、本日来館された関係者と会うことができ光栄です。ご存じのとおり、マニラはいろいろな犯罪被害に遭われる邦人も少なくありません。この安全対策連絡協議会で、今後、大使館や皆様との協力のあり方について議論していきたいと思っております。また、昨年11月に観測史上例のない猛烈な台風30号（フィリピン名ヨランダ）が上陸し、甚大な被害をもたらしました。フィリピンにおいては、また台風被害が発生する可能性が高いため、今後対策を講じていく必要があります。

(2) 鳥インフルエンザ（WHO 西太平洋事務局メディカル・オフィサーの説明）

### ア インフルエンザの特徴

インフルエンザには、A、B及びCの3タイプがあります。このうち、B及びCの遺伝子は、安定していることから、比較的変異することがない一方、Aの遺伝子は不安定であり、変異しやすいことがわかっています。

### イ パンデミック

Aは、水鳥が感染しやすく、野鳥や家禽のトリートリ間で感染を繰り返すうち種の壁を越えて人間に感染すると考えられています。トリや哺乳類の間で感染が持続していくと、そのうちに人間に感染する機会も増えます。ヒトーヒト感染が効率よく行えるようになったウイルスが、新型インフルエンザウイルスとなりパンデミックを引き起こします。2009年のA（H1N1）もトリ・ブタ・ヒトの遺伝子を持ちますが、ヒトーヒト感染の効率性が良くなりパンデミックウイルスとなりました。

### ウ 20世紀のパンデミック

非常に大きなパンデミックを引き起こしたのは、1918年のスペイン風邪です。

スペイン風邪（A（H1N1）の特徴として、肺に対する毒性が強く、若年層に多く感染したことから2～4千万人が死亡し、実に全人類の1／5が感染したとされています。続いて、1957年のアジア風邪（A（H2N2））、1968年の香港風邪（A（H3N2））もパンデミックを引き起こし、1～4百万人が死亡したとされています。

## エ A（H7N9）

### （ア）概要

現在、中国ではインフルエンザA（H7N9）に感染する人が増えており、3月14日現で約400名が感染しています。感染の主な原因としては、鳥との接触で、それ以外に家族間での感染は6～7ケースあります。医療機関や医療従事者の間で広がった集団感染例（クラスター）はありません。このウィルスは、今のところ、ヒトヒトでの効率的な感染は認められていませんが、今後、人間に効率的に感染する可能性については予測不能です。また家禽や他の哺乳類でどの程度A（H7N9）が蔓延しているか等、不明な点は多いです。

### （イ）感染状況

A（H7N9）の人への感染については、第1波、第2波があり、第1波は、北京や上海で多く感染者が出ています。感染者の多くは、鳥市場で鳥との濃厚接触があり、このため、中国政府は、鳥市場での鳥の取り扱いを禁止した結果、感染者が減少するに至っています。第2波は、中国南部で多くの感染者が発生しています。第1波は、市場の閉鎖により、減少しましたが、やはり経済的な損失も非常に大きいことから、第2波は中国政府も第1波の実施したような厳格な市場閉鎖といった対策には躊躇しており、このことが中国南部での感染の持続に影響しているかもしれません。

### （ウ）特徴・ワクチン

鳥のうち、主に鶏が感染しており、それ以外に野鳥への感染も認められています。その他の鳥類・哺乳類への感染はまだわかっていません。人間の感染者の7～8割は鳥との接触が原因とみられていますが、2～3割については、原因不明であり、感染者の年齢層をみると、第2波では第1波に比較して若年層への感染が多いように見られます。第1派で特に年配の男性に症例が多かったのですが、これは、この年代の男性が調理することが多いという食習慣や生活習慣が関連している可能性があります。A（H7N9）は鳥での感染の場合は、その症状がなかなか現れないといった特徴が認められています。現在、ヒト用のワクチンは、中国にて開発中ですが、市場に出る段階にはありません。

### （エ）対策

主な対策としては、一般的な対策が効果的であり次のとおりです。

- a 生きている鳥との接触を避ける。

- b 鳥の糞や血液に触れることを避ける。
- c 鶏肉を摂取する場合には、肉内部がピンク色ではないように十分に加熱する。
- d 調理中も皮膚に傷がある場合には手袋をする、などの対策をする。
- e 調理器具・食器類は十分に洗浄する。
- f 手洗い・うがいの励行。

オ A (H5N1) メコン地域

この鳥インフルエンザウイルスは強毒性があり、現在でも、ベトナム、カンボジアで人への感染が報告されていますが、2003年以降、感染者は減少しています。このウイルスが変異をして、パンデミックウイルス（新型インフルエンザ）となる可能性も排除されませんが、このウイルスの人間への感染例が報告されてから10年以上経過していることから、新型インフルエンザにならないとの見方もあります。

カ WHOの取組等

A (H7N9)、A (H5N1)、A (H10N8) などのインフルエンザウイルスがありますが、現在感染者が多いのは、中国で人への感染があるA (H7N9)です。なぜ中国なのかというと、これはやはり、人口が多いこと、人が鳥と接触する機会も非常に高いことが考えられます。また、中東ではコロナウイルスが原因であるMERS (Middle East Respiratory Syndrome) が発生しています。WHOでは、SARSの教訓を踏まえ、各国に感染症が発生した場合には、WHOへの報告を義務づけるように改めるとともに、WHOの地域事務所等でモニタリングを行っています。

(3) 台風への事前準備(関係資料「[台風における事前準備事項](#)」,「[NDRRMC 地域事務所](#)」)

昨年11月に発生した台風30号（フィリピン名ヨランダ）は、死者6,000名以上、行方不明者1,700名以上とビサヤ地方を中心に甚大な被害をもらしました。この台風の前は、2011年には台風センドン、2012年は台風パブロと3年続けて大きな台風がフィリピンに上陸し、大きな被害をもらしています。

これらの台風被害を踏まえ、フィリピンにおいては日頃から台風への備えが非常に重要であり、また、台風30号の事例も参考にして、事前準備事項を取り纏めました。

ア 事前準備

事前準備として、7つを取り上げています。特に、在留届の提出は励行願います。在留届が提出されていないと、その邦人の存在自体が確認できないことから、大使館として援護することができません。また、台風30号被害対応では、通信網が完全に破壊され、それら地域に在留している邦人との安否確認のため、我々館員もタクロバンへ赴き、人海戦術で安否確認を行いました。住所変更している者も相当数おり、安否確認が難航したことから、住所変更した場合も必ず変更届を提出してください。緊急連絡網の構築はもちろんのこととして、少なくとも年1回は同連絡網に基づいた

訓練を行うことが大事です。

備蓄品については、台風30号では、島嶼国というフィリピンの特殊性もあり、緊急援助物資がなかなか届かないという事態もありえますので、2週間ほどの水・食糧の備蓄が望ましいです。一方、フィリピンでは、法律等で避難場所の指定は事前に行っておらず、その都度避難場所をしています。このため、事前に退避場所やルート確認は難しい側面がありますが、国家災害リスク削減管理委員会（NDRRMC）によれば、通常、市役所や学校を指定している実情のようですので、これら施設の場所やルートを確認するとともに、各地域にあるNDRRMC事務所の連絡先を配布しますので、参考にしてください。

#### イ 情報収集

比気象庁（PAGASA）は、比の観測域の情報しかありませんが、大使館では、事前に台風の動きを察知するべく、日本の気象庁のデータ等にてフィリピン観測域以外の地域も毎日モニタリングを行い早期情報発出に努めており、台風30号では、比気象庁等の注意警報よりも事前に台風の注意喚起を発出しています。

このように、大規模災害等の緊急の場合には、大使館または日本の外務省から積極的に情報提供を行います。これら情報提供の媒体として、INSIDEやメールマガジン、HP等があります。このうち、台風30号被害において、通信網が破壊されたこともあり、その代替手段として、改めてラジオの重要性に注目してください。通信網が破壊されるとネット等での情報収集は非常に困難ですが、ラジオでは情報がとれ、外務省では、大規模災害時には、NHKワールド短波ラジオで情報提供を行うことも想定しています。

#### ウ 退避

大使館から退避するようにとの連絡が行くこともありますが、退避の基本的な考え方として、大使館等の連絡を待たずに、自分で情報収集を行い、冷静に判断することが非常に大事です。退避の行動等について、主に7つの注意事項を取り上げていますので、参考にしてください。特に台風30号では、津波のような高潮が沿岸部を襲ったこともあり、沿岸部に居住している方は、内陸部や高台への避難を早期に検討することが重要となります。また、交通網も容易に寸断されるので、早期に退避することが望ましいです。

### （4）ミンダナオにおける治安情勢

#### ア 概況

ミンダナオでは、モロ・イスラム解放戦線（MILF）、アブ・サヤフ・グループ（ASG）等の反政府イスラム勢力や、共産党の武装部門である新人民軍（NPA）等の反政府共産勢力が活動しています。これまで、反政府イスラム勢力は、無差別爆弾事件、身代金目的誘拐事件等のテロ活動を、NPAは「革命税」を徴収するという名目で

の企業や富裕層に対する恐喝等を、それぞれ行っています。

また、東南アジア地域のテロ組織であるジュマ・イスラミーヤ (JI) の一部は、ミンダナオやスールー諸島に拠点を有し、フィリピン固有の反政府イスラム勢力と連携しつつ、軍事訓練やテロ活動を行っています。

2013年中は、フィリピン政府と MILF との間の和平交渉が、前年の枠組み合意を受けて包括合意に向けた交渉が続けられ、4つの付属書のうち3つについて署名に至るなど進展したことにより、反政府イスラム勢力による暴力事件は大きく減少しました。

しかし、同年9月には、モロ民族解放戦線(MNLF)の一派が西部ミンダナオのサンボアンガ市に侵入し、約3週間にわたって市民を人質にして立てこもる事件が発生しています。

このほか、MILF から分裂したバンサモロ・イスラム自由運動 (BIFM) が和平交渉に反対し、政府部隊への襲撃を行うなど、テロ情勢が悪化する危険性も認められます。また、西部ミンダナオでは依然として ASG 等による身代金目的誘拐事件が発生しており、さらに、NPA は軍・警察等に対する攻撃のほか、事業者への襲撃を行うなど、フィリピンのテロ・治安情勢は依然として厳しく、今後も十分な警戒が必要です。

#### イ 各組織の活動状況

##### (ア) モロ・イスラム解放戦線 (MILF)

MILF は、これまで中部ミンダナオを拠点とするフィリピン最大の反政府イスラム組織とされ、軍・警察当局に対する襲撃、無差別爆弾テロ、身代金目的誘拐等を行ってきました。

MILF の部隊は、主として、マギンダナオ州、コタバト州、南ラナオ州、北ラナオ州に配置されています。また、バシラン州、サンボアンガ半島地区、ダバオ地区、南コタバト州、サラングニ州、スルタン・クダラト州のいくつかの地域においても、MILF の影響が及んでいます。

現在はフィリピン政府との和平交渉を推進する立場を堅持し、反政府活動等の動きは見られなくなっています。このため、中部ミンダナオの治安情勢は改善していますが、地元の私兵団による抗争も懸念されており、今後も警戒が必要です。

##### (イ) バンサモロ・イスラム自由運動 (BIFM) /その武装部門バンサモロ・イスラム自由戦士団(BIFF)

BIFM/BIFF は、政府との和平交渉に反対し、MILF から離脱した反政府イスラム組織であり、政府部隊への襲撃等を行っています。

BIFM/BIFF は、マギンダナオ州シャリフサイドナ・ムスタファ、ダツ・サウディ・アンパツアン、シャリフ・アグアク、ダツ・ピアン等に拠点を置いています。今後の和平プロセスの推移によっては、これら反対派が勢力を拡大し、テロを含

む反政府活動を活発化させる危険性もあります。

(ウ) モロ民族解放戦線ミスアリ派(MNLF-MG)

MNLF-MG は、MNLF の設立者であるヌル・ミスアリを信奉するグループであり、政府と MILF との和平交渉に反対の立場と見られます。スールー州、バシラン州、北サンボアンガ州を拠点としています。

MNLF-MG は、2013 年 9 月、サンボアンガ市に侵入して市民を人質にして立てこもる事件を敢行しており、今後も警戒が必要です。

(エ) アブ・サヤフ・グループ (ASG)

ASG は、身代金目的誘拐や爆弾テロ等を行うテロ組織です。ASG は、バシラン州、スールー州、タウィタウィ州、サンボアンガ半島の各地元に深く根ざした小グループの有機的連携を基本とした組織です。それぞれのグループが連携しつつも独立してテロを敢行してきたとされています。

国軍等による継続的な掃討作戦の結果、その組織は分断され、構成員の数も減少したとされていますが、2013 年中も誘拐事件を敢行し、多額の身代金を得てテロ遂行能力を保持していることから、その実力を過小評価することはできません。

(オ) ジュマ・イスラミーヤ (JI)

JI は、フィリピン南部を含む東南アジア島嶼部で広域イスラム国家の樹立を目指す組織であり、中部及び西部ミンダナオにおいてその構成員や MILF, ASG 等の構成員に軍事訓練を行ってきたほか、複数の爆弾テロ事件に関与してきたとされており、今後も、その動向には細心の注意を払う必要があります。

(カ) 新人民軍 (NPA)

NPA は、フィリピンの広い範囲に分布する共産主義武装勢力です。ミンダナオでは東部に強い影響力を有しています。長年にわたり治安対策上の脅威となっており、2004 年 8 月以降、米国による外国テロ組織の指定が更新されたこと等に反発して政府との和平交渉に応じていませんでした。2011 年 2 月にノルウェーで政府と和平協議を行うなど、その姿勢に変化の兆しが見えたところでしたが、その後再び交渉は行き詰まりの様相を呈しており、フィリピン政府と反政府共産勢力との間の和平プロセスは進展の見通しが立っていません。また、NPA は、軍・警察当局に対する攻撃、「革命税」等の要求に応じない事業者への襲撃等を活発化させており、今後もその動向には注意が必要です。

ウ 誘拐事件の発生状況

フィリピン南部ミンダナオ地方を中心に反政府勢力等による誘拐事件が発生していることは前述のとおりです。フィリピン全土では、2013 年中、少なくとも 30 件の身代金目的誘拐が発生しており、その多くがマニラ首都圏と中部・西部ミンダナオで発生しています。一般に、フィリピンでは、外国人を含む富裕層が誘拐の標的とされることが多いとされています。

(5) 2013年における邦人援護状況

2013年1年間の当館の邦人援護取扱件数は簡易集計で約750件です。うち約100件(15%)が強盗や窃盗被害事案です。ただしこれは当館が相談を受けて、取り扱ったケースであり、実際の被害件数はもっと多いものと理解しています。その他お金がなく困窮してしまった事案(84件)、傷病(76件)、傷病等による死亡事案等を取り扱っています。本日は一般治安、死亡事案、出入国管理関係の3点に絞って説明します。

ア 一般治安

(ア) 強盗や窃盗被害で、大使館に報告が寄せられる事案の多くは短期滞在旅行者がターゲットとなっています。それもツアー客ではなく、個人旅行者が主です。

(イ) 旅行者に対する注意喚起は、大使館のみでなく様々なツールで実施していく必要があると認識しています。渡航情報や安全対策基礎データ等を有効に活用してください。また在留邦人向けの「安全の手引き」も当館 HP に掲載されているので併せてご参照ください。

●フィリピン安全基礎データ

<http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure.asp?id=013>

●フィリピン安全の手引き

[http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/2014safetymeasure\\_j.pdf](http://www.ph.emb-japan.go.jp/visiting/2014safetymeasure_j.pdf)

(ウ) 具体的な邦人被害例については安全対策基礎データをご参照ください。自身で気をつけていれば防げる事案と自分ではどうしようもない、不可抗力で事件に巻き込まれる事例があります。例えば睡眠薬強盗やいかさま賭博、売買春などは自身で防げる事案です。在留邦人の方々は既にフィリピンのことを十分熟知しており、被害例はあまり聞かれませんが、マカティ市などで夜間ひたくりに遭う事例や警官を名乗る者による強盗事案なども発生しています。これは不可抗力による被害事案です。

(エ) このうち、今回は警官を名乗る者による強盗事案について特に説明します。大きく分けて2種類あると考えられます。

a 一つ目は、警官を名乗る単なる強盗です。これは不可抗力です。まずは相手にせず、現場から立ち去り、人通りの多い場所へ逃げることで被害を防げる可能性があります。ただし、拳銃を突きつけられるなどした場合は無理に抵抗すると危害を加えられるケースがあるので十分注意してください。身の安全を第一に考えて行動することが必要です。

b もう一種類はおそらく本物の警官など政府関係機関職員による強請(ゆすり)事案です。タバコのポイ捨て、横断禁止の道路を横断したなど言いがかりをつけ、罰金を要求するというものです。このようなケースの場合は、「身に覚

えがないので会社の弁護士に連絡する。」などと言って弁護士へ連絡する、もしくは安全対策基礎データ記載の PNP ホットラインへ電話しようとするれば、対応が変わってくる可能性があります。努めて冷静に対処することが肝要です。また制服の胸の管轄警察署、警察番号を控えておいてください。

#### イ 死亡事案

- (ア) 一般企業の方は特段問題ないかと思われませんが、個人でフィリピンに長期滞在されている方で何らかの団体に所属されている方も多数いらっしゃると思われます。
- (イ) まずは、病気になったら即帰国することを考えてください。飛行機に搭乗できる状態のうちに帰国することが肝心です。
- (ウ) しかし、残念ながら当地で死亡した場合のことも考え、あらかじめ、以下について各団体でアンケートをとるなどしてまとめておかれることをお勧めします。いざとなったときに連絡が取れず、どうしたらよいかわからないといったケースも多くなっています。
  - a 各個人の本邦緊急連絡先（親族）及びフィリピンでの緊急連絡先
  - b 当地で開設している銀行名、口座名義人、口座番号、その他デポジットをしている場合はそのデポジット先等。
  - c 死亡後の葬儀等取扱い（ご遺体を茶毘に付すのか日本へ送るのか、当地で茶毘に付した場合のご遺骨の取扱い等）

#### ウ 出入国管理関係

労働ビザや学生ビザを取得して当地に滞在されていた方が、当地での任務、学業を終えて日本へ帰国する場合は、外国人登録証の返却に加えて、査証のダウングレード手続きが必要となります。手続きには約2週間を要します。フィリピン出国までに十分前もって手続きを行うようにご注意ください。

### 6 質疑応答

#### (1) 鳥インフルエンザ関係

Q：フィリピンでの鳥インフルエンザ事例はないと理解していますが、報告はありますか。

A：ありません。主な理由としては、大きな鳥の市場や個人の家で飼っている鳥が少ない事情があることが考えられます。

Q：インドネシアは、一時期、鳥インフルエンザ感染者が多かったが、現在はどうか。

A：インドネシアでは、ワクチン等の対策を講じてきた結果、2007、8年以降から、

感染者は減少しています。

Q：近隣諸国で、ヒトーヒト感染が発生した場合、フィリピンでは水際対策を行いますか。

A：インフルエンザの水際対策は非常に難しいのが実情です。理由としては、インフルエンザの症状が現れる前から感染してしまうためです。パンデミック状態であれば、航空機の離発着を制限するというのは可能だとは思いますが。

Q：鳥の焼き具合については、肉の内部の温度が70℃という理解でよいですか。

A：そのとおりです。

Q：鳥インフルエンザ以外に他の感染症で注意しているものはありますか

A：コロナウィルスによる **MERS** を注視しています。なぜかという、**MERS** は中東で多くの感染者が出ており、フィリピン人は中東への出稼ぎ労働者が多いため、注視しています。

## (2) 邦人援護関係

Q：外貨申告に関し、1万米ドル相当以上の現金等を申告せずに持ち込もうとして空港税関の開披検査で発見された場合、その現金は当局に没収されてしまうのですか。

A：そのとおりです。原則としては没収され、国庫に納められることとなります。ただし、弁護士を擁立し、裁判で争えば70%程度が戻ってくるといった話も聞きます。しかしながら、真偽の程は定かではなく、また裁判となった場合は結審まで当国に留まらざるを得ない（出国禁止命令が出される）こととなります。

以 上